

サービス・プロバイダに求められる システミック・リスク管理

金融システムは常に「システミック・リスク」という深刻なリスクに晒されている。金融システムの核心を担うサービス・プロバイダにも、金融機関と同等のリスク管理能力が問われる。欧州ではすでにサービスプロバイダを対象としたリスク規制が実施されようとしている。

強化されるシステミック・リスク・アプローチ

「システミック・リスク」とは、金融システム上のひとつの部分的な損傷が、連鎖的に波及して、金融システム全体を混乱させたり麻痺させたりする危険をいう。潜在的なリスク要因は多様で、個別の金融機関の破綻や、オペレーショナルミス、システム障害による支払・決済不能、金融システム全体のインフラを支える支払・決済システムの機能不全といった危険が常に存在している。

近年の相次ぐ大手金融機関の破綻や自然災害・テロといった深刻な事態は、リスクが顕在化した際の金融市場へのインパクトの重大性を再認識させるものであった。これを教訓に先進主要国では、市場参加者のリスク管理態勢の強化を目的に、大きく分けて二つの軸で法整備を推進している。

一つ目は、個別金融機関に内在するリスクから派生しうるシステミック・リスクの事前防止に向けた取り組みである。大手金融機関の不祥事や破綻が発端となったこの動きでは、金融機関の社会的責任やリスクテイクに見合う自己資本力と、企業が抱えるリスクを統合的に管理するための枠組みの整備が進められている。身近な例では、オペレーショナル・リスクがパーゼルII¹⁾の自己資本規制の枠組みに追加されたことがある。

二つ目は、システミック・リスクに耐えうる強固な金融インフラ整備を目指す取り組みである。2001年の米国同時テロを初め、2003

年のSARSといった深刻な人的・物的被災以後、さらに対応が急がれている分野で、BCM（事業継続管理）態勢、BCP（事業継続計画）対策の具体化が世界的に行われている²⁾。

アウトソーシングに伴うリスクの高まり

金融機関と、清算・決済機関等のインフラ・プロバイダを中心とする上述二つの流れの中で、近年特に当局の注目を浴びているのが、金融システムの核心を担うサービス・プロバイダの扱いである。

その背景には、オフショアリングやアウトソーシングというビジネス形態の浸透と共に、当局の監視から離れる金融機関業務が増加していること、近年の人的・物的被災でITの重要性と市場参加者間の相互依存性の高さが実証されたこと、これらに伴い、サービス・プロバイダ内にもシステミック・リスクの顕在化の可能性が蓄積されていることが挙げられる。特に懸念の対象となっているのが、システミック・リスクに対するセーフティネットとして機能する、BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）プロバイダと、リカバリーサービス・プロバイダ（代替復旧施設）である。

こうした問題提起を受け、アウトソーシングに関する法整備が世界的に進展している。ジョイント・フォーラム（Joint Forum³⁾や欧州銀行監督委員会（CEBS）は、金融機関と各国の監督当局が、アウトソーシングに伴

Writer's Profile



大宮 由香
Yuka Omiya

NRIヨーロッパ
アナリスト

専門は金融規制・IT調査

うリスクを適切に評価・管理するための基本原則⁴⁾を打ち出している。これらの基本原則だけでなく、他の法規制やBCM強化の枠組みを見てみると、そこには共通して見られる動きがある。それは、委託する側がアウトソーシングを行う際に遵守すべき責務の強化とともに、サービス・プロバイダ側の責任強化と、プロバイダに対する監督当局の権限が拡大されていることである。

サービス・プロバイダに及びつつあるリスク規制

アウトソーシングに潜むシステミック・リスクと対峙しようとする姿勢で注目に値するのが、英・金融サービス機構（FSA）である。

FSAは、リスクを軸とする評価・監督手法と、金融機関の自主性を重んじる原則主義アプローチの先進性で知られている。リスク評価にあたっては、「各金融機関に内在するリスク要因が顕在化した場合に、市場全体にあたるインパクトがどの程度重大性を持つか」を基点とする⁵⁾。このため、各金融機関を取り巻く全てのリスク要因に対して当局のメスが入る。アウトソーシングについても、オペリスクとシステミック・リスクとの関連性の高さを認識した上で規制を設けている。

2001年より、バーゼルIIおよびMiFID（規制・指令⁶⁾への対応の一環として、アウトソーシング規制の強化に向けた整備が段階的に行われてきた。MiFIDと同じく本年11月に施行されるアウトソーシング規制⁷⁾の内容を見ると、FSAの強い監督方針が読み取れる。その主な特徴は、これまで保険・銀行・証券の分野別に縦割りだったアウトソーシング規制が統一されたこと、金融機関が規制遵守上、特に重大と見做すコア業務のアウトソーシング「Material Outsourcing」の適用範囲が拡大され、FSAの直接的な監督が及ぶこと、これに伴い、サービス・プロバイダ側に求められる責務を強化していることである。サー

ビス・プロバイダには、契約上の取り決めを超えた、継続的なリスク管理体制の見直しと、改善策の導入が要請されるようになる⁸⁾。

アウトソーシング規制では、「Material」「Non-Material」の特定は金融機関が自ら行い、法的責任も委託者に残ることが明確に出されるなど、依然として金融機関の責任は大きい。しかし、監督当局の視野が金融機関からサービス・プロバイダへと広がり、直接的な監督が及ぶ可能性が高まる中、サービス・プロバイダ側でも新たな対応の検討が必要となりつつある。

より完全なリスク管理態勢の確保に向けて

それでは、サービス・プロバイダにとって、適切かつ実効性の高いリスク管理とは如何なるものか。ここで参考となるのは、英国大手清算機関であるLCHクリアネット⁹⁾の取り組みである。同社では、サービス・プロバイダに対するリスク評価はもちろんのこと、パフォーマンス評価の独立性を保つため、社内に独立のリスク管理部署を設置、経営陣にもオペリスクアドバイザーを置く。これら体制上の取り組みだけでなく、オペリスク管理については、バーゼルIIに基づいた手法の導入を予定するなど、金融機関と同等の危機意識を持つと見られる。

LCHクリアネットのような清算機関では、こうしたリスク管理は当然のことと言えるだろうが、システミック・リスクを配慮した先進的なリスク管理態勢は、今後、他の市場参加者の間でも波及的に広がると予測される。中でも重要な役割を担う各種サービス・プロバイダには、委託元金融機関のリスク管理の枠組みと調和したリスク把握・計測・管理の体制整備が求められる時期がもうそこまで来ている。

業態を問わず、システミック・リスクに晒される者は、金融機関と同レベルのリスク管理態勢が求められているのである。 **N**

NOTE

1) EUでは、CRD指令(Capital Requirements Directive、施行日2007年1月1日)として導入されている。

2) ジョイント・フォーラム「High-Principles for Business Continuity」、欧州中央銀行(ECB)「Business Continuity Oversight Expectations for Systematically Important Payment Systems」など。

3) バーゼル銀行監督委員会(BCBS)証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)によって構成される。

4) 「Outsourcing in Financial Services」(ジョイント・フォーラム 2005年8月)、「Guidelines on Outsourcing」(CEBS 2006年12月)参照。

5) 「The FSA's Risk-Based Approach」参照。

6) 本年11月1日に施行されるISD指令の改正法「Markets in Financial Instruments Directive (MiFID)」は、金融商品市場に係る規制と指令の両方で構成される。主な目的は、投資家保護の強化と域内格差の是正による競争促進。アウトソーシング規制の強化も図る。

7) FSAハンドブック SYSC 8 (Outsourcing)

8) その他の取り組み：英国金融当局(財務省・BoE・FSA)が、市場参加者(取引所、清算・決済機関、民間金融機関等約60社)と協働で推進する「Financial Sector Continuity」では、リカバリー・サイトから、ハードウェア部品などのサプライヤーチェーンにいたるすべてのプレイヤーとの相互依存性の高さに着目した施策の検討を行っている。

9) 英LCHと、ユーロネクスト傘下のクリアネットの合併で設立された欧州最大手のセントラル・カウンターパーティ(CCP)株式、上場先物、スワップ等幅広い資産の清算を担う。